

基準28 非常警報設備に関する基準

※無印：法令基準 ●：指導基準

1 非常ベル、自動式サイレン

非常ベル、自動式サイレンは、政令第24条第4項並びに省令第25条の2第2項（第2号及び第3号を除く。）及び第3項の規定によるほか、次によること。

(1) 用語の定義

この基準に用いられる用語の定義は、次のとおりとする。

- ア 「非常ベル」とは、起動装置、音響装置（サイレンを除く。）、表示灯、電源及び配線により構成されるものをいう。
- イ 「自動式サイレン」とは、起動装置、音響装置（サイレン）、表示灯、電源及び配線により構成されるものをいう。
- ウ 「起動装置」とは、火災が発生した際、手動操作により音響装置を鳴動し、又は操作部に火災である旨の信号を送ることができる発信機をいう。
- エ 「音響装置」とは、起動装置から火災である旨の信号を受信し、自動的に火災である旨の警報を必要な音量で報知することができる装置をいう。
- オ 「表示灯」とは、起動装置の所在を明示するために設けられる赤色の灯火をいう。
- カ 「複合装置」とは、起動装置、表示灯、音響装置それぞれの単体又は任意に組み合わせ一体として構成したものに、非常電源を内蔵したものをいう。
- キ 「操作部」とは、起動装置と連動し、又は手動により警報を発するものをいう。

(2) 機器

- ア 非常ベル及び自動式サイレンは、「非常警報設備の基準」（昭和48年2月消防庁告示第6号。以下非常警報告示という。）に適合するもの又は認定品のものとする。●
- イ 地震動等による障害がないよう堅ろうに、かつ、傾きのないように設置すること。
- ウ 次に掲げる場所に非常ベル及び自動式サイレンを設ける場合は、防爆型、防食型、防雨型又は適当な防護措置の施すこと。
 - (ア) 腐食性ガス等の発生するおそれのある場所
 - (イ) 可燃性ガス、粉じん等が滞留するおそれのある場所
 - (ウ) 開放型の廊下又は通路（以下「廊下等」という。）で、雨水等が進入するおそれのある場所

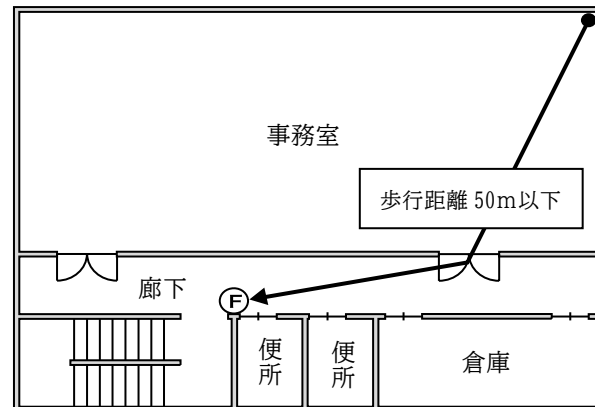
(3) 起動装置

起動装置は、政令第24条第4項第2号及び省令第25条の2第2項第2号の2の規定によるほか、次によること。

- ア 出入口若しくは階段の出入口付近又は廊下等の多数の者の目にふれやすい場所で、かつ、操作の容易な場所に設けること。●（基準28-1図参照）
- イ 操作上支障となる障害物がない箇所に設けること。

凡例

Ⓕ	起動装置
Ⓑ	音響装置
●	表示灯
EP	操作部



基準28-1図

(4) 音響装置

音響装置は、省令第25条の2第2項第1号の規定によるほか、次によること。

ア 設置場所

音響装置の設置場所は、基準27自動火災報知設備7(1)を準用すること。

イ 鳴動方式

原則として、当該設備を設置した防火対象物又はその部分の全区域に有効に報知できること。●

ウ 屋上部分を駐車場などで使用する防火対象物は、当該部分に音響装置を設けること。●

(5) 表示灯

表示灯は、省令第25条の2第2項第2号の2ニの規定によるほか、次によること。

ア 通行に支障のない場所で、かつ、多数の者の目にふれる位置に設けること。

イ 天井面から0.6m以上離れた位置に設けること。●

(6) 操作部

ア 設置場所

(ア) 点検に便利な場所に設けること。

(イ) 温度又は湿度が高く、衝撃、振動等が激しい等、非常ベル、自動式サイレンの機能に影響を与える場所には設けないこと。

(ウ) 起動装置の設けられた操作部にあつては、操作の容易な場所に設けること。

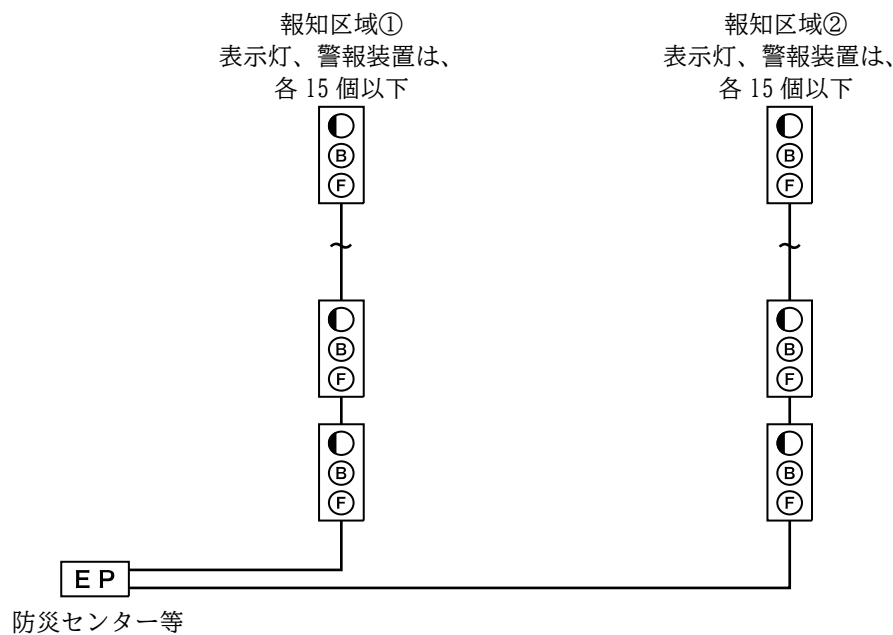
(エ) 多回線用の操作部にあつては、防災センター等常時人のいる場所に設けること。

イ 機器

(ア) 1回線に接続できる表示灯又は音響装置の個数は、各15個以下であること。(基準28-2図参照)

(イ) 自動火災報知設備と連動する場合は、無電圧メーク接点により、相互の機能に異常を生じないものであること。

(ウ) 多回線用の操作部又は地区表示灯を設けた複合装置の地区表示灯窓には、報知区域（1回線における当該回路の音響装置の鳴動区域をいう。）の名称等が適正に記入されていること。



基準28-2図

(7) 常用電源

常用電源は、省令第25条の2第2項第4号ホの規定によるほか、基準27自動火災報知設備2(1)を準用すること。

(8) 非常電源及び配線等

省令第25条の2第2項第4号及び第5号の規定によるほか、次によること。

ア 非常電源等

非常電源、非常電源回路の配線等は、基準19非常電源によること。

イ 配線

配線は、電気工作物に係る法令によるほか、次によること。

(ア) 省令第25条の2第2項第1号ロに規定する出火階直上階鳴動方式の場合には、一の報知区域の配線が短絡又は断線しても、他の報知区域への火災の報知に支障のないように設けること。

(イ) 複合装置を2以上設置する場合は、常用電源回路と起動回路の配線は、次に適合する電線を使用する場合、同一の管、ダクト若しくは線び又はプルボックスに等の中に配線して差し支えないこと。

a 常用電源回路 600Vビニル絶縁電線又はこれと同等以上の絶縁効力を有する電線

b 起動回路 耐熱配線

(ウ) 端子との接続は、ゆるみ、破損等がなく確実であること。

(エ) 電線相互の接続は、はんだ付け、ねじ止め、圧着端子等で行われていること。

(オ) 耐火配線又は耐熱配線を必要とする配線は、次によること。(基準28-3図参照)

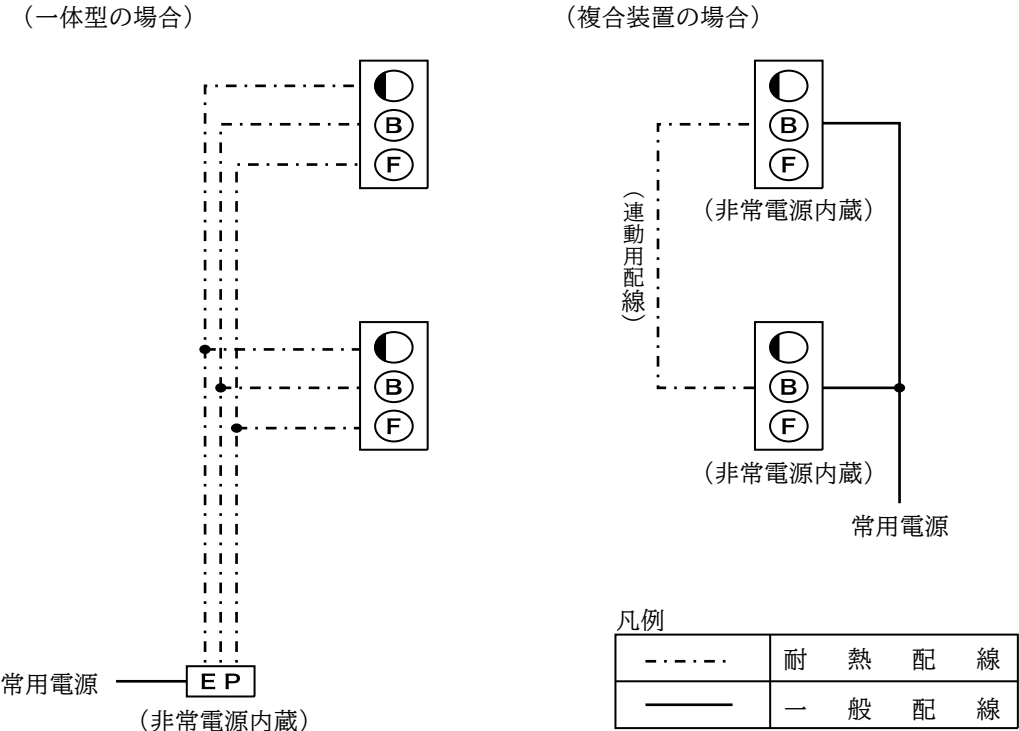
a 耐火配線

非常電源(非常電源専用受電設備又は蓄電池設備)から操作部又は起動装置までの配線(操作部又は起動装置に蓄電池設備が内蔵されている場合は、一般配線として差し支えない。)

b 耐熱配線

(a) 操作部から起動装置、音響装置及び表示灯までの配線

(b) 複合装置を2以上設置する場合の複合装置間の起動回路の配線(以下「連動用配線」という。)



基準28-3図

2 放送設備

放送設備は、省令第25条第4項並びに省令第25条の2第2項（第1号を除く。）及び第3項の規定によるほか、次によること。

(1) 用語の定義

この2において用いる用語の定義は、次による。

- ア 「放送設備」とは、起動装置、表示灯、スピーカー、増幅器、操作部、電源及び配線により構成されるもの（自動火災報知設備と連動するものにあつては、起動装置及び表示灯を省略したものを含む。）をいう。
- イ 「起動装置」とは、火災を発見した際、各階に設けられた当該装置を手動により火災である旨の非常警報を自動的に行えるもの又は増幅器等に火災信号を送り、増幅器等を起動させるものをいう。
- ウ 「表示灯」とは、起動装置の所在を明示するために設けられる赤色の灯火をいう。
- エ 「スピーカー」とは、必要な音量で警報音及び音声による放送が行えるものをいう。
- オ 「増幅器」及び「操作部」とは、起動装置又は自動火災報知設備から火災である旨の信号を受信しスイッチ等を自動的に又は手動により操作して、マイクロホン等により火災である旨の放送をスピーカーを通じて、必要な音量で必要な階に放送するものをいう。
- カ 「非常電話」とは、操作部との間の専用電話（インターホンを含む。）をいう。
- キ 「遠隔操作器」とは、防火対象物の使用形態により、放送場所が複数となる場合に使用できる単独の操作部をいう。

(2) 機器

放送設備は、非常警報告示に適合するもの又は認定品のものとする。●

(3) 増幅器等

増幅器及び操作部（以下「増幅器等」という。）は、次によること。

ア 設置場所

設置場所は、省令第25条の2第2項第3号ホ、ト及びルの規定によるほか、次によること。

- (ア) 省令第25条の2第2項第3号ルに規定する防災センター等とは、次に掲げる場所が該当するものであること。

ただし、防災センター等が存しない場合にあっては、常時人がいる火災表示を容易に確認できる場所に設けること。

- a 防災センター
- b 中央管理室
- c 守衛室
- d 管理人室

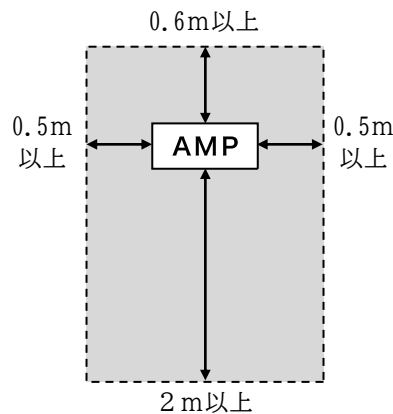
- (イ) 自動火災報知設備が該当する防火対象物にあっては、受信機又は副受信機（表示装置）と併設すること。●

- (ウ) 温度又は湿度が高く、衝撃、振動等が激しい等、増幅器等の機能に影響を与える場所には設けないこと。

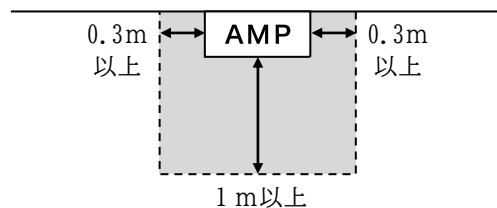
- (エ) 地震等の震動による障害がないよう堅ろうに、かつ、傾きのないように設置すること。

- (オ) 操作上、点検上障害とならないよう、有効な空間を確保すること。●（基準28-4図参照）
 なお、自立型の場合で、背面にとびら等がないものは、背面の空間を省略することができる。
 また、操作上、点検上支障にならない場合は、図中の数値以下とすることができる。

（自立型）



（壁掛型）



基準28-4図

イ 機器

機器は、省令第25条の2第2項第3号ヘ、リ及びヌの規定によるほか、次によること。

- (ア) 起動方法は、自動火災報知設備からの火災信号等の情報を受けて、次により音声による警報を発するものであること。

- a 自動火災報知設備の階別信号の受信により、自動的に感知器発報放送（感知器が発報した場合又はこれに準ずる情報を入手した場合に行う放送をいう。以下同じ。）が行えるものであること。

- b 感知器が作動した旨の信号を受信した後、次のいずれかの信号を受信した場合、自動的に火災放送（火災の発生が確認された場合又はこれに準ずる情報を入手した場合に行う放送をいう。以下同じ。）を行うこと。
- (a) 発信機又は非常電話からの信号
 - (b) 火災信号を感知器ごとに区分できる自動火災報知設備にあつては、第1報の感知器以外の感知器が作動した旨の信号
 - (c) その他火災が発生した旨又は火災が発生した可能性が高い旨の信号
- c 発信機又は非常電話により起動する場合は、直ちに、かつ、自動的に火災放送を行うこと。
- d 非火災放送（火災の発生がないことが確認された場合に行う方法をいう。以下同じ。）は、簡単な操作により起動できること。
- (イ) 自動火災報知設備等と連動する場合は、無電圧メーク接点により相互の機能に異常を生じないものであること。
- (ウ) 増設工事が予想される場合は、増幅器等に余裕回線を残しておくこと。●
- (エ) 増幅器の出力とスピーカー等の合成インピーダンスは、次a式を満足し、整合（インピーダンスマッチング）したものであること。

ただし、増幅器の定格出力時の音声信号電圧が100Vに統一されたハイインピーダンス方式を用いたものは、次b式によることができる。

(a 式)

$$P \geq \frac{E^2}{Z}$$

P：増幅器の定格出力（W）

E：スピーカーの回路電圧（V）

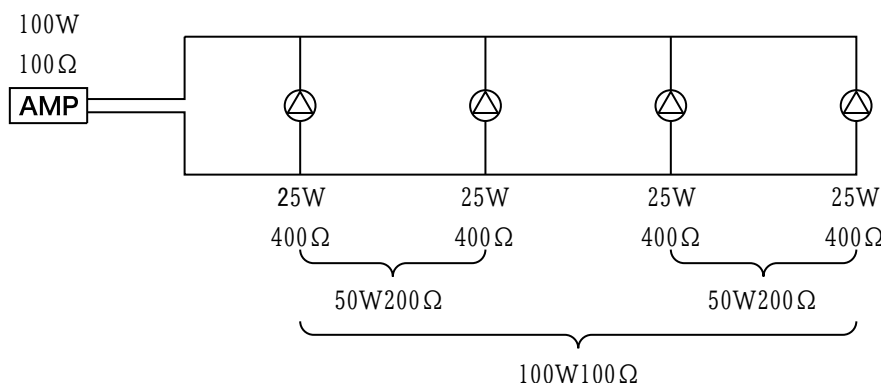
Z：スピーカー等の合成インピーダンス（Ω）

○スピーカー等の合成インピーダンスを求める計算式
（並列接続の場合）

$$Z_0 = \frac{1}{\frac{1}{Z_1} + \frac{1}{Z_2} + \frac{1}{Z_3} + \dots + \frac{1}{Z_n}}$$

Z_0 ：合成インピーダンス（Ω）

$Z_1 \sim Z_n$ ：スピーカーのインピーダンス（Ω）



（直列接続の場合）

$$Z_0 = Z_1 + Z_2 + Z_3 + \cdots + Z_n$$

（b 式）

$$P \geq S$$

S：スピーカーの定格入力合計

（オ） 省令第25条の2第2項第3号りに規定する放送設備を業務用の目的と共用するものにあつては、起動装置等による信号を受信し、非常放送として起動された場合、直ちに、かつ、自動的に非常警報以外の放送を停止できること。

（カ） 一の防火対象物において、非常用の放送設備以外の業務を目的とした放送設備が独立して設けられている場合は、非常用の放送設備を操作した際、音声警報が有効に聞こえる措置を講じること。●

（キ） 放送階選択スイッチの部分には、報知区域の名称等が適正に記入されていること。

ウ 常用電源

常用電源は、省令第25条の2第2項第4号ホの規定によるほか、基準27自動火災報知設備2(1)を準用すること。

エ 非常電源、配線等

省令第25条の2第2項第4号及び第5号の規定によるほか、基準19非常電源によること。

（4） 遠隔操作器

遠隔操作器は、次によること。

ア 次に掲げる防火対象物のうち、増幅器等の設置場所以外の階に、ナースステーション、宿直室、介護職員室その他夜間に職員が存する室がある場合又は管理区分が異なる部分を報知する場合（例 複数の障害者グループホーム）には、遠隔操作器を設けること。●

（ア） 政令別表第一(6)項イ(1)から(3)までに掲げる防火対象物

（イ） 政令別表第一(6)項ロに掲げる防火対象物

（ウ） 政令別表第一(6)項ハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）

（エ） 政令別表第一(16)項イ（前(ア)から(ウ)までに掲げる用途に供される部分が存するものに限る。）に掲げる防火対象物

イ 設置場所

設置場所は、省令第25条の2第2項第3号ホ、ト及びブルの規定によるほか、前(3)アを準用すること。

（5） 報知区域

報知区域は、省令第25条の2第2項第3号チの規定によるほか、次によること。

ア 報知区域は、原則として階別とすること。●（第28-5図参照）

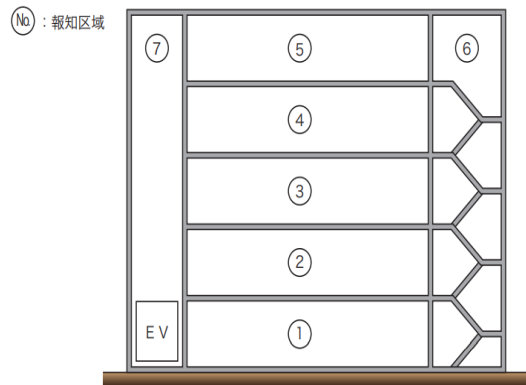
イ 階段は、居室等及び廊下又は通路の部分と別な報知区域に設定され、かつ、最下階を基準とし、垂直距離45mごとに一報知区域とすること。●

（注） 居室等とは、建基法第2条第4号に定める居住、執務、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的のため継続的に使用する室及び駐車場、車庫、機械室、ポンプ室等これらに相当する室をいう。以下同じ。

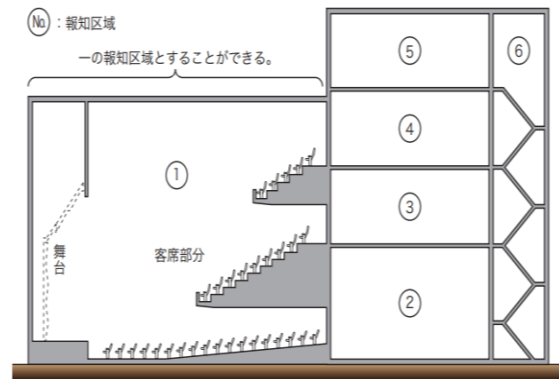
ウ エレベーター内は、居室及び廊下又は通路の部分と別な報知区域として設定すること。●

エ 劇場等で階の一部が吹き抜けになっており、天井面等に取り付けたスピーカーにより有効な音量が得られる場合、当該部分は一の報知区域とすることができる。（基準28-6図参照）

基準28 非常警報設備に関する基準



基準28-5図



基準28-6図

(6) 音声警報音

ア 音声警報音のメッセージ

非常警報告示第4第3号に規定する音声警報音のメッセージについては、次の文例又はこれに準ずるものとする。

(ア) 感知器発報放送

メッセージの内容（女声）

「ただいま〇階の火災感知器が作動しました。係員が確認しておりますので、次の放送にご注意ください。」

第1シグナル（ピンポン×3回） + メッセージ（2回以上繰り返し）

(イ) 火災放送

メッセージの内容（男声）

「火事です。火事です。〇階で火災が発生しました。落ち着いて避難してください。」

第1シグナル（ピンポン×3回） + メッセージ + 第1シグナル（ピンポン×3回） + メッセージ + 第2シグナル（ビューッ×3回（スリープ音））（以降繰り返し）

(ウ) 非火災報放送（女声）

メッセージの内容（女声）

「さきほどの火災感知器の作動は、確認の結果、異常がありませんでした。ご安心ください。」

第1シグナル（ピンポン×3回） + メッセージ（2回以上繰り返し）

- (エ) 報知区域が2以上の階段、エレベーター昇降路があり、竪穴部分の感知器の作動により起動した場合は、各階段、エレベーターごとにメッセージを分けること。●

（参考）感知器発報放送時のメッセージ例（女声）

「ただいま階段（北側階段、南側エレベーター）の火災感知器が作動しました。係員が確認しておりますので、次の放送にご注意ください。」

- (オ) 防火対象物の利用形態、管理形態等により、前アに定めるメッセージの他、報知区域ごとのメッセージについては、消防機関の認める範囲で内容の変更ができる。●

（参考）感知器発報放送時のメッセージ例（女声）

「ただいま階段（〇階店舗、〇階バックヤード、〇階体育館）の火災感知器が作動しました。係員が確認しておりますので、次の放送にご注意ください。」

イ 外国人に配慮したメッセージ●

アに定めるメッセージでは情報を十分に理解することが難しいと想定される外国人が多数利用する防火対象物にあっては、当該防火対象物の利用形態、管理形態及び利用する外国人の特性等の実態に応じて、次により措置するものとする。

- (ア) 日本語メッセージの後に、原則として英語のメッセージを付加する。

ただし、当該防火対象物の実態等に応じて、英語以外の中国語（北京語の発音と北京語を含む北方方言の文法・語彙を基礎とする共通語をいう。）や韓国語その他の外国語を英語に代えて、又は、日本語と英語の後に付加しても差し支えない。

- (イ) メッセージの繰り返し時間が必要以上に長くないよう、4ヶ国語以内とし、非常警報告示基準第4第4号(1)に定める放送の1単位を感知器発報放送及び非火災報放送にあっては60秒、火災放送にあっては90秒を目安として、できる限り短くする。

- (ウ) 感知器発報放送、火災放送及び非火災報放送で使用する外国語は同一のものとする。

- (エ) メッセージは努めて理解し易い表現とする。

(7) 起動方式等

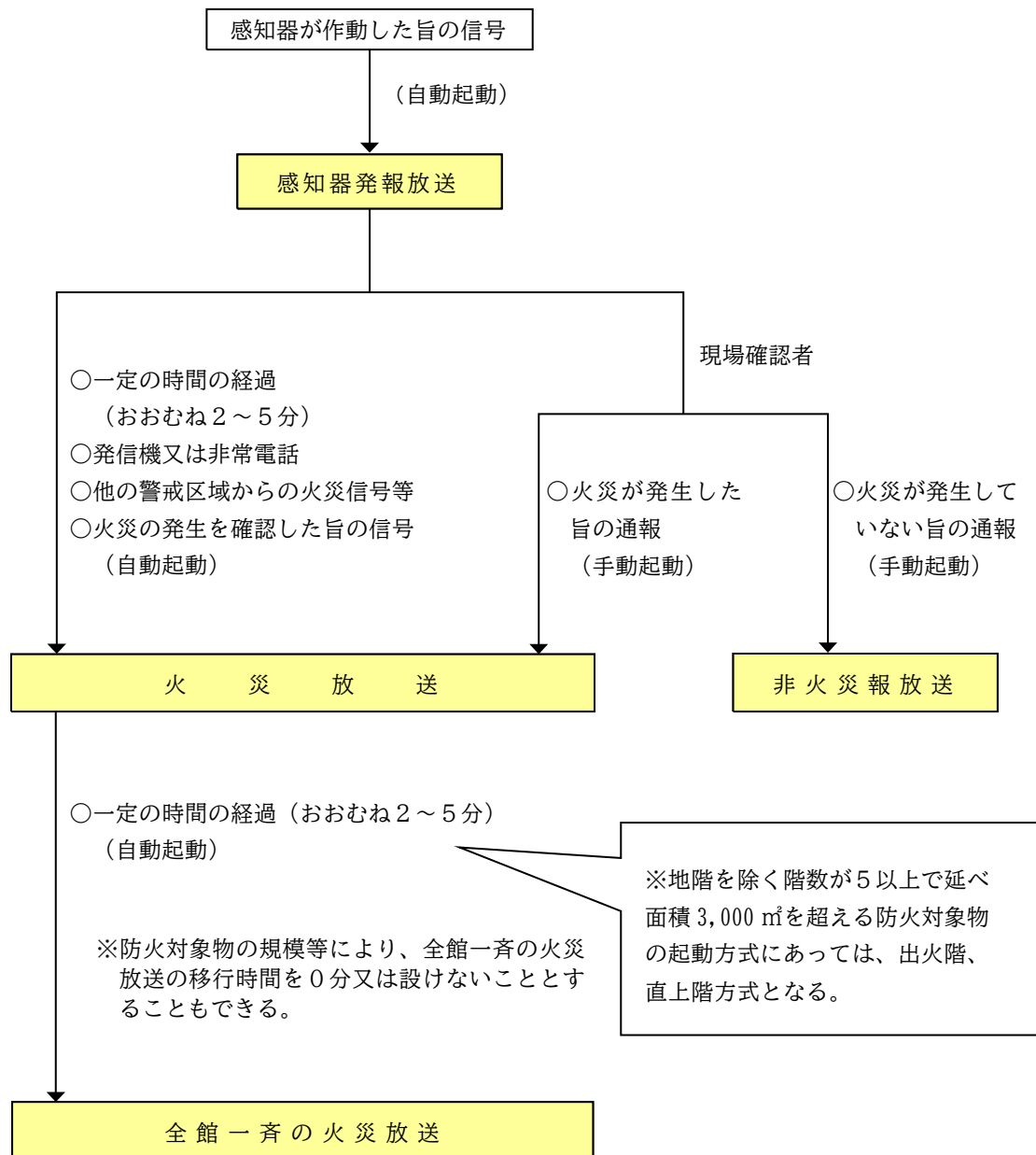
ア 非常警報告示第4第4号(2)の規定にする放送設備の起動方式及び省令第25条の2第2項第3号チに規定する鳴動方式は、基準28-7図の例によること。

イ 非常警報告示第4第4号(2)イ(ロ)ｃ及びハ(ハ)に定める信号については、感知器発報放送が起動してからタイマーにより作動する一定の時間を経過した旨の信号とし、一定の時間については、防火対象物の規模、利用形態、管理形態、内装制限の実施状況、現場確認に必要な時間等を勘案して、おおむね2～5分までとすること。

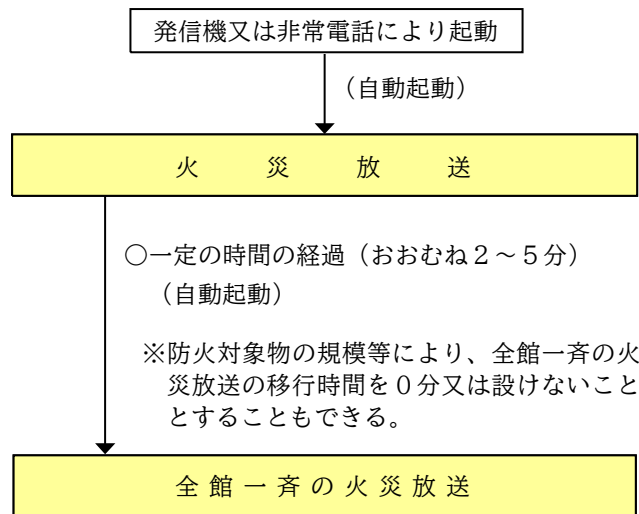
なお、特段の事情がある場合は、消防機関の認める範囲でこれと異なる時間とすることができる。

また、防火対象物の規模等により、全館一斉の火災放送の移行時間を0分又は設けないこととすることもできること。

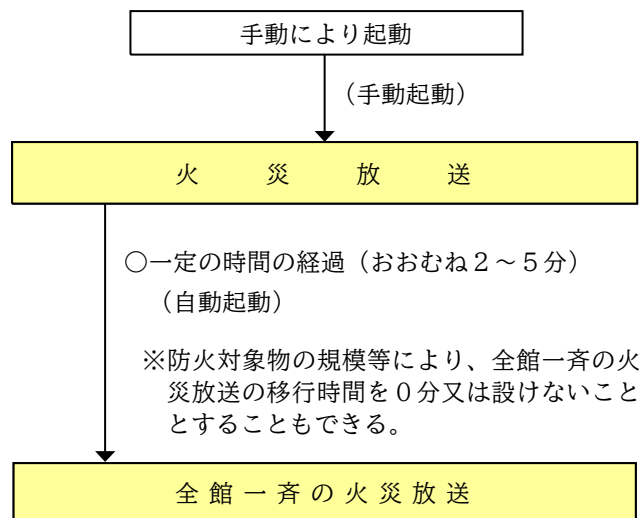
（自動火災報知設備の感知器が作動した旨の信号（火災表示をすべき火災情報信号を含む。以下同じ。）により起動した場合）



（発信機又は非常電話により起動した場合）



（手動により起動する場合）



基準28－7図

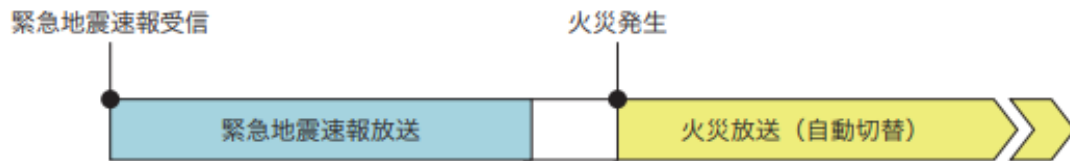
(8) 緊急地震速報

地震動予報等に係る放送（以下「緊急地震速報」という。）に対応した非常警報設備の設置基準については、次によること。

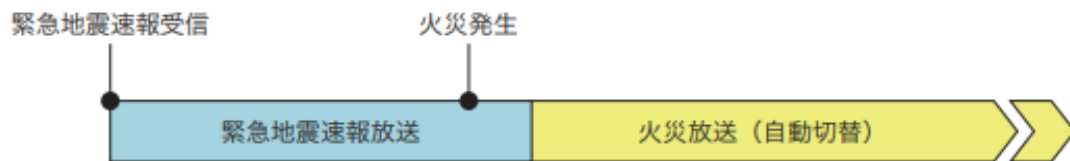
ア 省令第25条の2第2項第3号りに規定する火災の際に遮断しなければならない非常警報以外の放送から、緊急地震速報によるもので、これに要する時間が短時間であり、かつ、火災の発生を有効に報知することを妨げないものから除かれるものであること。

イ 非常警報告示第4第1号(5)に規定する「地震動予報等に係る放送を行う機能を有するもの」にあっては、地震動予報等に係る放送を行っている間に、起動装置若しくは操作部を操作した場合又は自動火災報知設備等から起動のための信号を受信した場合には、地震動予報等に係る放送が終了した後、直ちに、かつ、自動的に非常警報の放送を行うものであること」とは、基準28－8図に掲げる動作フローによること。

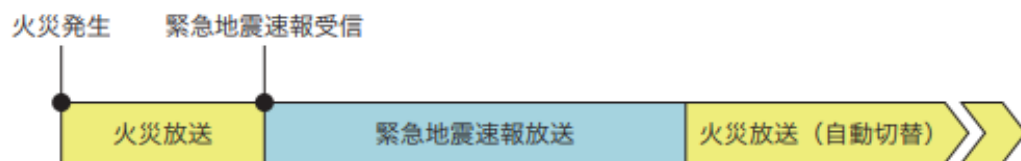
想定1（緊急地震速報受信後に火災が発生した場合）



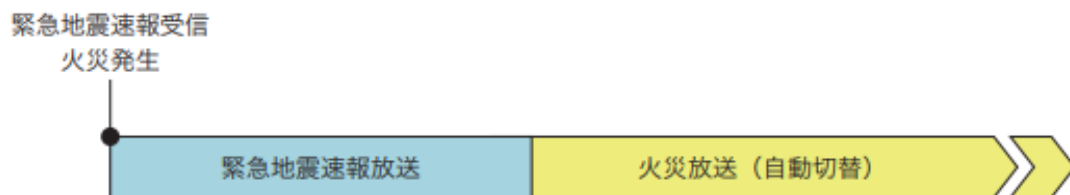
想定2（緊急地震速報放送中に火災が発生した場合）



想定3（火災放送中に緊急地震速報を受信した場合）



想定4（緊急地震速報と火災放送が同時に入力された場合）



基準28－8図

(9) スピーカー

ア 設置場所

- (ア) スピーカーの設置場所は、基準27 自動火災報知設備7(1)（カ、キ(イ)及びクを除く。）を準用すること。
- (イ) エレベーターが設置される防火対象物にあっては、エレベーター内にスピーカーを設けること。
- (ウ) 防火対象物の屋上を駐車場などで使用する場合、当該部分にスピーカーを設けること。
- (エ) 学校のグラウンド等には、校舎等から当該部分に向けて外部スピーカーを設けること。●

イ 機器

高温多湿となることが予想される場所に設けるスピーカーは、使用場所に適応したものであること。

(10) 放送区域

ア 省令第25条の2第2項第3号ロ(イ)に定める放送区域（防火対象物の2以上の階にわたらず、かつ、床、壁又は戸（障子、ふすま等遮音性能の著しく低いものを除く。）で区画された部分をいう。）については、次のとおりとすること。

(ア) 部屋の間仕切壁については、音の伝達に十分な開口部があるものを除き、固定式か移動式にかかわらず、壁として取り扱うものとする。

(イ) 障子、ふすま等遮音性の著しく低いものには、障子、ふすまのほか、カーテン、つい立て、すだれ、格子戸又はこれらに類するものが該当するものとする。

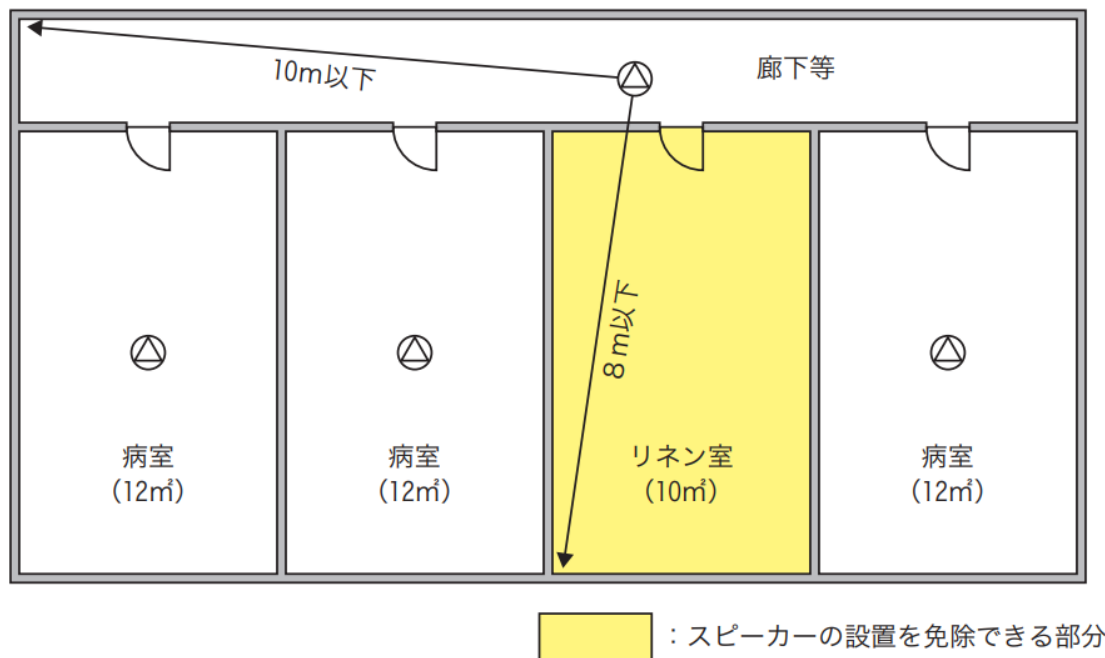
(ウ) 通常は開口している移動式の壁又は戸であっても、閉鎖して使用する可能性のあるものは、壁又は戸で区画されたものとして取り扱うものとする。

イ 省令第25条の2第2項第3号ロ(ロ)に規定する「居室」とは、建基法第2条第4号に規定する居住、執務、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的のために継続的に使用する室をいう。

ウ 居室以外の部屋であっても、常時人のいる可能性が高い場所には、省令第25条の2第2項第3号ロ(ロ)ただし書きに係わらず、当該部分を一放送区域として取り扱ってスピーカーを設置すること。●

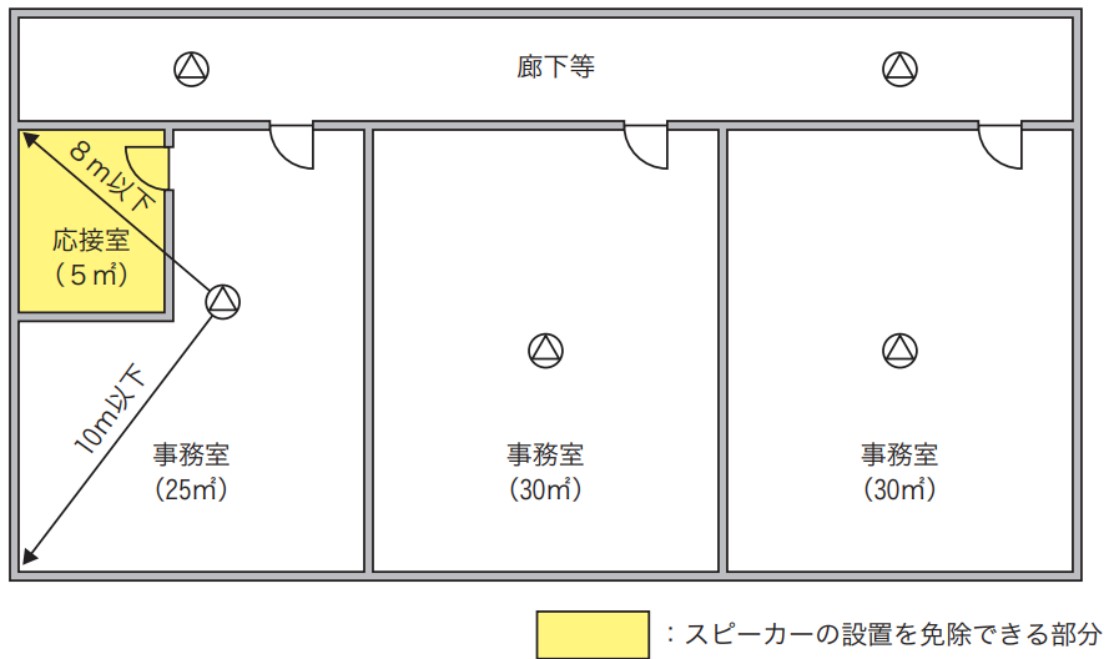
エ 省令第25条の2第2項第3号ロ(ロ)ただし書に定めるスピーカーの設置を免除できる放送区域及びスピーカーの設置場所については、直近のスピーカーがある側に扉があることとし、次の例によるものとする。●

(ア) 居室又は居室から地上に通ずる主たる廊下その他の通路以外の場所でスピーカーの設置を免除できる場合（基準28-9図参照）



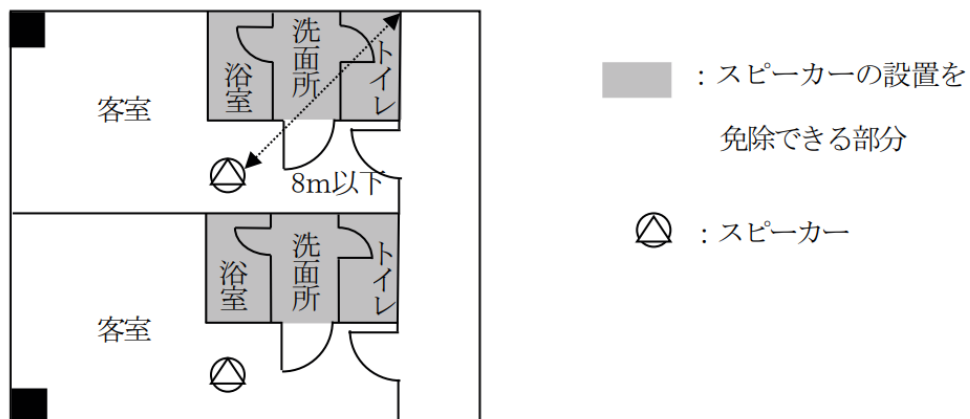
基準28-9図

(イ) 居室でスピーカーの設置を免除できる場合（基準28-10図参照）



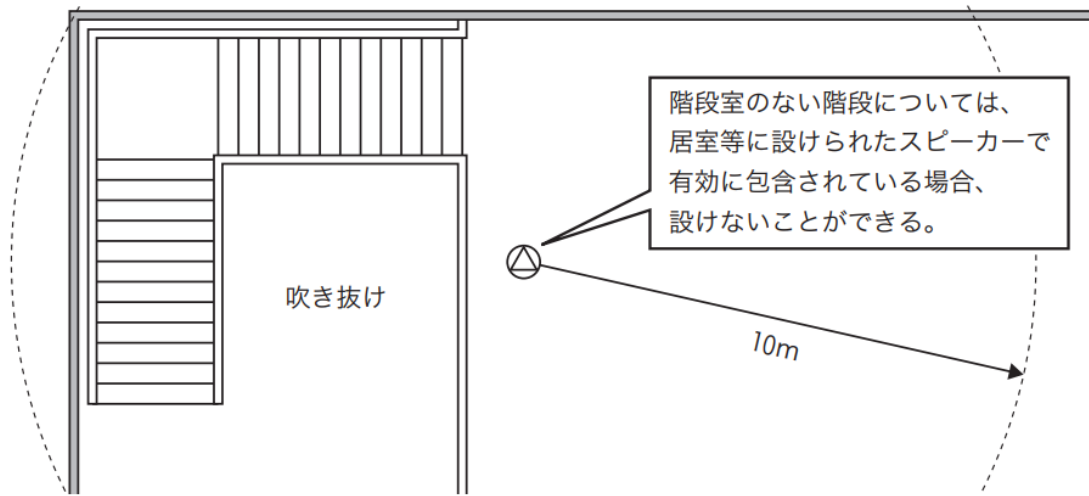
基準28-10図

(ウ) ホテルの客室等の浴室、トイレ個室について、隣接する放送区域のスピーカーにより設置免除できる場合（基準28-11図参照）



基準28-11図

オ 省令第25条の2第2項第3号ロ(ハ)の規定により、階段又は傾斜路にスピーカーを設けることとされているが、階段室のない階段については、当該階段部分が同号ロ(ロ)のスピーカーで有効に包含されている場合、設けないことができる。（基準28-12図参照）



基準28-12図

カ 政令別表第1(5)項ロに掲げる防火対象物の住戸部分については、政令第32条の規定を適用して、住戸内の戸等の設置にかかわらず、各住戸（メゾネット型住宅等の2以上の階にまたがるものについては各階ごとの部分）を一の放送区域として取り扱って差し支えない。

ただし、当該部分の床面積に応じて、省令第25条の2第2項第3号ロ(イ)によりスピーカーを設置すること。

(11) スピーカーの性能に応じた設置

省令第25条の2第2項第3号ハによりスピーカーを設置する場合は、次によること。

- ア 性能規定によるスピーカーの設置は、体育館やアトリウム等の高天井、かつ、大空間となる放送区域に指導すること。
- イ 放送設備のスピーカーの性能に応じた設置ガイドライン（平成11年2月消防予第25号）によること。

(12) 複数回線化

複数回線化（一の階に一のスピーカー回路である場合、万一出火場所付近のスピーカー又は配線が燃焼し、短絡することにより、当該階の放送がすべて停止することがないように、一の階に複数のスピーカー回路を配線することをいう。）は、次によること。●

ア 適用範囲

- (ア) 政令別表第1(5)項、(6)項及び(16)項（(5)項及び(6)項の用途に供する部分に限る。）の用途に供するもの。
- (イ) 前(ア)以外の防火対象物又はその階で、スプリンクラー設備が設けられていないもの（省令第13条第3項各号の規定によりスプリンクラーヘッドの設置を要しない部分を除く。）

イ 複数回線化の方法

次のいずれかの方法によること。

- (ア) あらかじめ、2以上のスピーカー回路により構成する方法
- (イ) 回路分割装置により1のスピーカー回路を2以上に分割する方法

ウ 配線方法

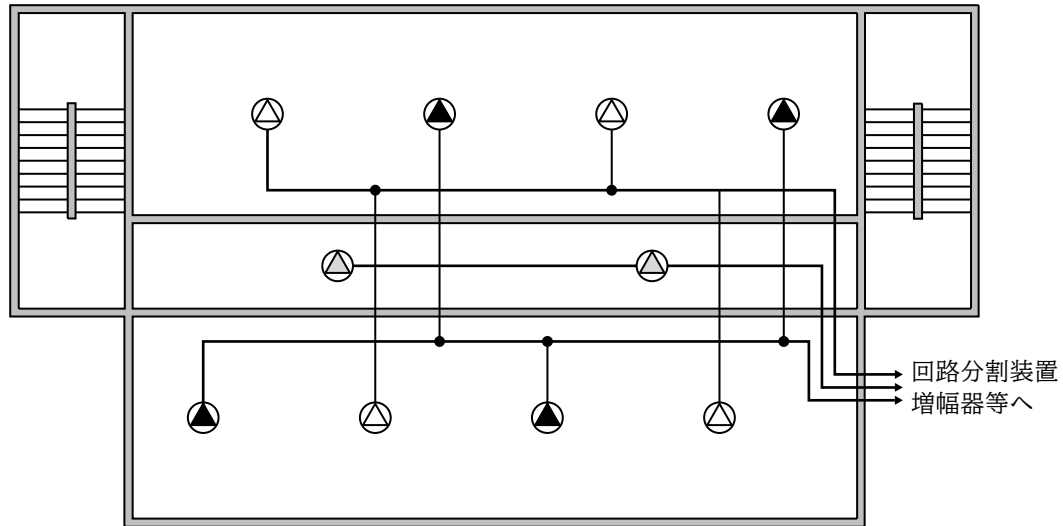
次のいずれかの方法によること。（基準28-13図参照）

（ア） 隣接するスピーカーを別回路とする方法

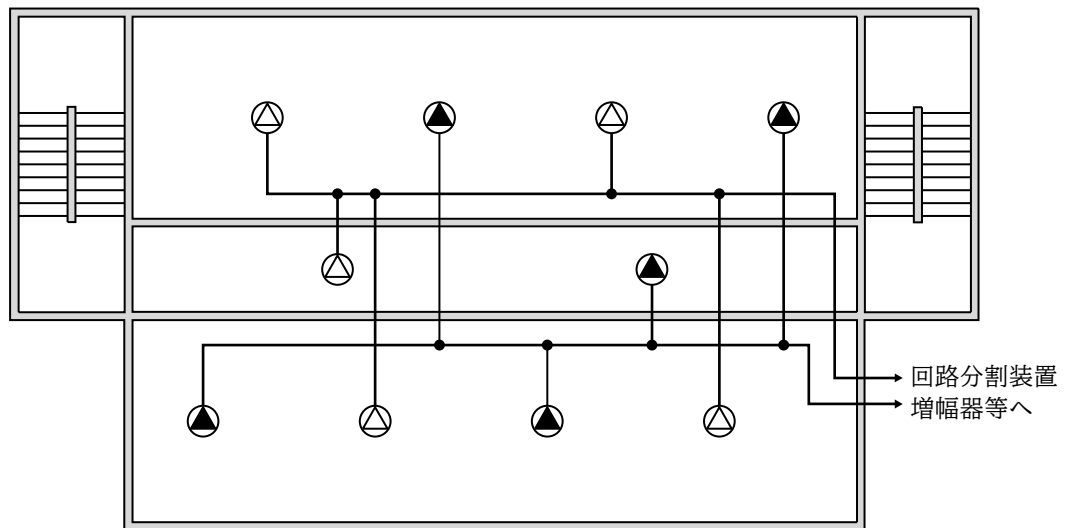
なお、各回路に接続されるスピーカーは、おおむね同数となるように配置すること。

（イ） 居室部分と廊下等の共用部分を別回路とする方法

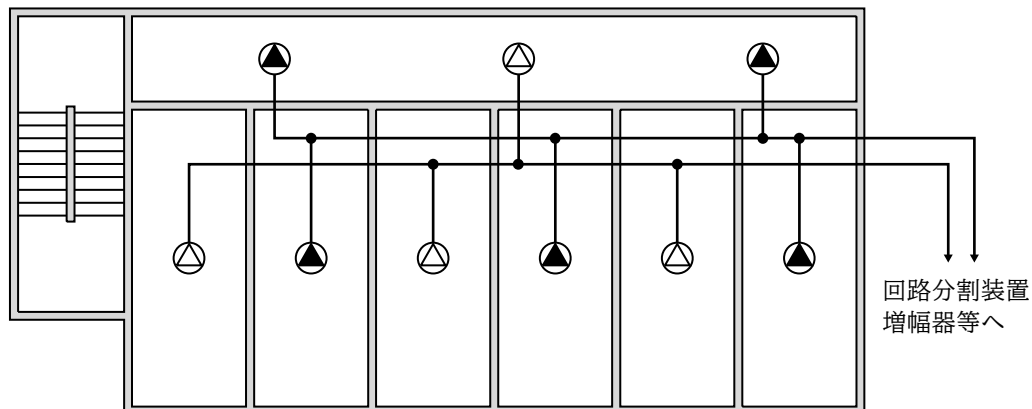
（その1） 隣接するスピーカーを複数回線化し、一報知区域を3分割した例



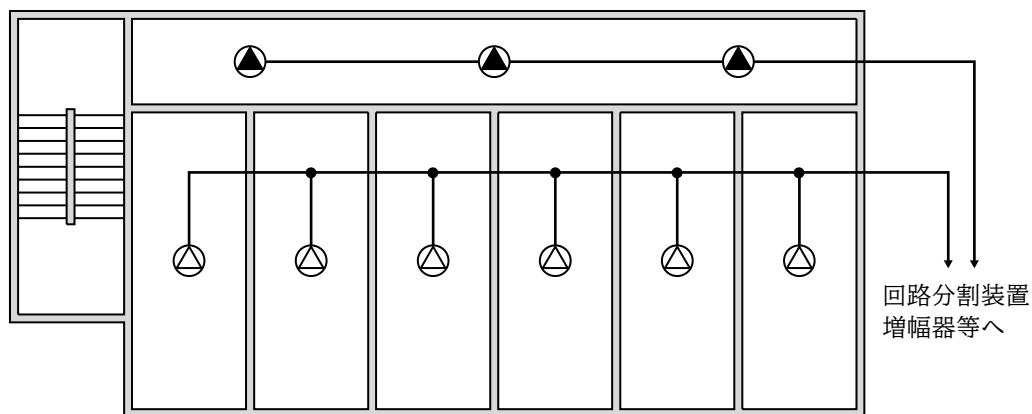
（その2） 隣接するスピーカーを複数回線化した例



（その3）隣接するスピーカーを複数回線化した例



（その4）居室と共用部分を複数回線化した例



基準28-13図

エ 回路分割装置

回路分割装置は、次に適合すること。

（ア）機器

- a 各出力回路は、一の回路が短絡した際、他の回路に影響を及ぼさない措置が講じられていること。
- b 一の回路分割装置の出力回路の短絡表示が分割された個々の回路ごとに表示されること。
- c 当該放送設備の性能特性に適合するものであること。

（イ）設置位置

- a 原則として階ごとに設置すること。
- b 防火上有効な場所に設置するか又は不燃性のボックスに入れる等の措置を講ずること。
なお、回路分割装置の外箱が不燃性の素材で造られているものは、不燃性のボックスと同等として取り扱うことができる。
- c 点検に支障ない場合に設けること。

（ウ）短絡表示

一の回路分割装置の分割された出力回路のすべてが短絡した場合、操作部でその旨が確認できるものであること。

(13) 起動装置

起動装置は、省令第25条の2第2項第2号及び第2号の2の規定によるほか、次によること。

なお、省令第25条の2第2項第2号の規定により、非常電話を設置する場合を除き、放送設備が自動火災報知設備と連動されている場合は、起動装置を省略することができること。

ア 押しボタンスイッチ

起動装置に押しボタンスイッチを使用する場合は、前1(3)を準用すること。

イ 非常電話装置

省令第25条の2第2項第2号に規定する非常電話は、次によること。

なお、火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和56年自治省令第17号）第2条第22号に定めるT型発信機を当該基準に基づき設置した場合、非常電話と同等のものとみなすことができること。

(7) 設置位置

a 操作部（親機）

(a) 防災センター等の常時人のいる場所に設けること。

(b) 増幅器等及び自動火災報知設備の受信機に併設して、それぞれの機能操作が有効に行える位置に設けること。●

(c) 制御部（電話交換機部分）と操作部が分割されているものは、原則として同一室内に設けること。●

b 非常電話機（子機）

(a) 非常用エレベーター乗降ロビー、特別避難階段の付室、階段の付近又は廊下等で、自動火災報知設備の発信機、連結送水管の放水口、非常コンセント設備等に併設して設けること。

(b) 操作上支障となる障害物がない箇所に設けること。

(i) 機器

a 非常電話機は、送受話器を取り上げることにより、自動的に操作部への発信が行われるものであること。

b 業務用電話と兼用されるものは、非常電話として起動した場合、業務用電話の機能を遮断するものであること。

c 非常電話機は、放送機能を有しないこと。

d 操作部は、非常電話機の発信により火災音信号が鳴動するものとし、発信階を表示すること。

e 操作部は、非常電話機の発信を受信した場合、送受話器を取り上げる等の簡単な操作で火災音信号を停止し、発信を行った非常電話機と相互に同時通話ができること。

f 操作部は、二つの非常電話機との三者通話も可能であること。

g 非常電話機の回線が短絡又は断線しても、他の回線に障害が波及しないこと。

h 非常電話機の収納箱及び操作部の外箱は、厚さ0.8mm以上の鋼板又はこれと同等以上の強度及び難燃性を有すること。

i 放送設備を起動する場合、操作部と増幅器等との連動方式は、無電圧メーク接点により相互の機能に異常を生じないこと。

(14) 表示灯

表示灯は、省令第25条の2第2項第2号の2ニの規定によるほか、前1(5)を準用すること。

(15) 相互通話設備

省令第25条の2第2項第3号ヲに規定する「操作部又は遠隔操作器のある場所相互間で同時に通話できる設備」とは、次によること。

ア 設置位置等

- (ア) 操作部又は遠隔操作器の設けられている直近で、当該機器の操作に有効な位置であること。
- (イ) 床面の高さから0.8m（いすに座って操作するものにあつては0.6m）以上1.5m以下の箇所に設けること。
- (ウ) 相互通話設備として、次のいずれかの設備が設けられていること。
 - a インターホン
 - b 非常電話
 - c 発信機（P型1級、T型）
 - d 構内電話で非常用の割り込みのできる機能を有するもの又はこれと同等のもの

イ 機器

- (ア) 一の送受話器を取り上げ又は選局スイッチを操作する等容易な方法により、自動的に一方の機器への発信が可能なものであること。●
- (イ) 一の送受話器の発信により、一方の機器への呼び出し音が鳴動するとともに、表示装置が設けられているものは、当該表示が有効に点灯すること。●

ウ 常用電源

常用電源は、基準27自動火災報知設備4(3)を準用すること。●

エ 表示

常用電源の開閉器の見やすい箇所に赤色で相互通話装置である旨の表示をすること。

(16) 配線

省令第25条の2第2項第4号の規定によるほか、次によること。

ア 増幅器と操作部をそれぞれ異なった場所に設置する場合、増幅器から操作部までの配線は、耐熱配線とすること。

ただし、増幅器から操作部又は操作部から増幅器に非常電源を供給する場合には、耐火配線とすること。

イ 遠隔操作器のみが防災センター等に設置される場合で、増幅器又は操作部から非常電源が供給される場合の配線は、耐火配線とすること。

ウ 増幅器等からスピーカーまでの配線は、火災の際、一の報知区域の配線が短絡又は断線しても、他の報知区域への火災の報知に支障がないように設けること。

エ 放送設備のスピーカーを業務用の放送設備と兼用するもので、スピーカー回路を切り替える方式の制御配線は、当該回路に異常がある場合、スピーカーは非常用回路に接続される方式とすること。●

オ 放送設備の起動により、業務用の放送設備等を停止する場合の制御配線は、当該回路に異常がある場合には、業務用の放送等が停止される方式とすること。●

なお、ここでいう「制御配線」とは、増幅器等が設置される居室外の配線をいう。

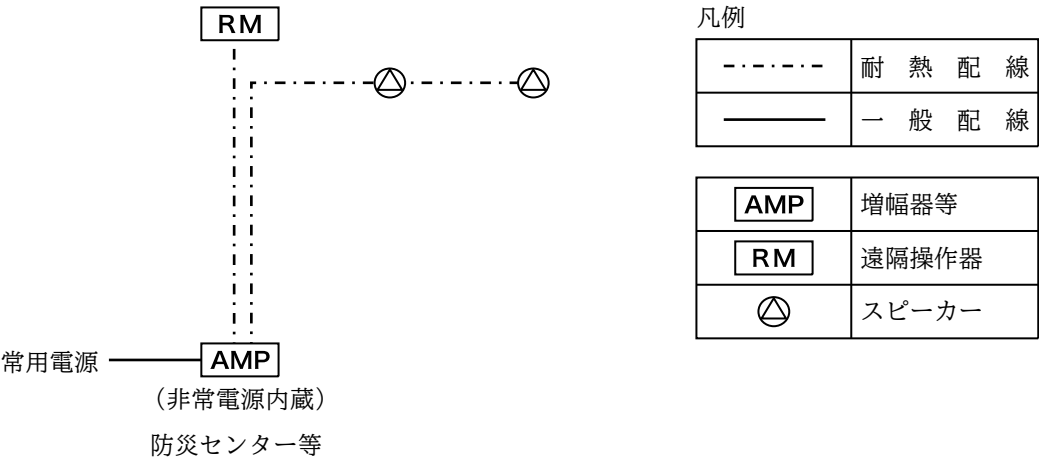
カ 電線の接続等は、はんだ付け、ねじ止め、圧着端子等で行われていること。

キ 耐火配線又は耐熱配線を必要とする配線は、次によること。（第28-14図参照）

(ア) 耐火配線

非常電源（非常電源専用受電設備又は蓄電池設備）から増幅器等までの配線（増幅器等に蓄電池が内蔵されている場合は、一般配線として差し支えない。）

- (イ) 耐熱配線
- a 増幅器等からスピーカーまでの配線
 - b 増幅器等から遠隔操作器までの配線
 - c 増幅器等から表示灯及び起動装置までの配線



基準28-14図

- (17) 誘導音装置付点滅誘導灯の取扱いについて●
- 放送設備のメッセージを優先させるため、メッセージが流れている間は、誘導灯の音声を停止させること。
- (18) 旧基準（平成6年3月31日以前）による放送設備が設置されている場合の取扱いについて
- 旧基準による放送設備が設置されている防火対象物において、増改築や改装工事を行う場合、当該部分は現行基準に適合するようスピーカーを配置すること。また、既存部分は、努めて現行基準に適合するよう指導すること。
- なお、一の防火対象物において、一部でもスピーカーの配置が現行基準に適合しない部分がある場合、自動火災報知設備の地区音響装置は、自動火災報知設備の受信機と放送設備のアンプを連動した自動メッセージ方式とすることはできず、自動火災報知設備の地区音響装置は、ベル鳴動方式としなければならない。
- (19) 非常警報設備の設置に関する政令第32条の適用について
- テレビスタジオ、ラジオスタジオ及び放送局ブース（以下「スタジオ」という。）において、次の措置の全てを講じる場合は、政令第32条を適用し、放送中（オンエア時）に限り、当該部分での非常放送の鳴動をしないことができる。
- ア ディレクター等の指示を直接受けることができる体制とすること。
 - イ 「ON AIR」の表示灯のスイッチと自動火災報知設備が連動して、スタジオ内のスピーカーのみを遮断すること。
 - ウ 自動火災報知設備の火災信号により、「ON AIR」の表示灯とは別に、赤色点滅する表示灯（「火災発生」と表示するもの。非常電源付き。）をスタジオの見やすい箇所に設け、その非常電源回路を耐火配線で施工すること。
 - エ 火災を確認した際は、防災センター等に常駐している警備員が当該防災センター等に設置する一斉鳴動スイッチを操作し、スタジオ内にある非常放送のスピーカーを強制的に鳴動させること。